

Business calendar

2024.3 March

給与振込の時限：振込指定日の3営業日前の16時まで

営業日とは、土日祝祭日を除く日です。給与振込の多い日に色を付けていますが、色がついていない日付でも振込指定日として指定可能です。

※土日祝祭日と金融機関休業日は振込指定日としてご指定頂けません。下記カレンダーは10、15、20、25、月末日が土日祝祭日の場合、前営業日に前倒しすることを前提に作成しております。

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
25	26	27	28	29	01	02
03	04	05 3月8日給与時限 16:00まで	06	07	08 給与振込 ※3月10日(日)の為	09
10	11	12 3月15日給与時限 16:00まで	13	14 3月19日給与時限 16:00まで	15 給与振込	16
17	18	19 3月25日給与時限 16:00まで 給与振込 ※3月20日(祝)の為	20 春分の日	21	22	23
24	25 給与振込	26 3月29日給与時限 16:00まで	27	28	29 給与振込	30
31	01					

🔔 3月の税務・労務チェックリスト

税務

- 10日 2月徴収分源泉所得税・住民税の納付
- 15日 所得税の確定申告 ※申告期間：2/16～3/15
 - 所得税確定損失申告書の提出
 - 所得税の確定申告税額の延納届出書の提出
※延納期日：5月31日
 - 個人の所得税青色申告の承認申請
※1/16以降新規開業の場合は業務開始日から2ヶ月以内
 - 贈与税の申告 ※申告期間：2/1～3/15
 - 個人の住民税の申告 ※所得税の確定申告者は要しない
 - 20年度分所得税の更正の請求
- 末日 個人事業者の消費税の確定申告
 - 1月決算法人の確定申告・納付
(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
 - 7月決算法人の中間(予定)申告・納付
(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
 - 4月・10月決算法人の消費税の中間(予定)申告・納付
※直前消費税確定申告400万円以下は要しない

労務

- 10日 一括有期事業開始届(2月分)の提出
- 末日 健康保険・厚生年金の保険料納付
 - 健康保険印紙受払等報告書提出
 - 雇用保険印紙保険料納付(使用)状況報告書提出
 - 有期事業概算保険料延納額(4～7月分)の納付

◎当該日が土日祝祭日等の場合にはこのスケジュールに該当しない場合がありますのでご注意ください